

八幡平市監査委員告示第4号

令和4年7月26日付け八監査第072601号の定期監査（令和4年5月実施分）の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年4月3日

八幡平市監査委員 村 山 巧
八幡平市監査委員 岩 根 修 象

措置内容 別紙のとおり

定期監査指摘事項の措置状況通知書

安代総合支所、田山支所

令和4年5月23日監査実施

指摘事項	措置状況	再発防止策	改善、検討措置の実施等年月日
<p>岩手県収入証紙事務における未決裁処理について【指摘事項】</p> <p>令和3年度の岩手県収入証紙事務について、当該事務は、県から一括買受けしている会計課（会計管理者）に対して、出納員である総合支所長が必要枚数を申し込み、これを受領してそれぞれの総合支所で売捌くものである。しかしながら、安代総合支所並びに田山支所において、「岩手県収入証紙申込書」を総合支所長の決裁を受けないまま、担当者の判断で必要枚数を決めて会計課に提出している。八幡平市長部局代決専決規程第5条第2項別表第2に安代総合支所長の専決事項として、「37 県収入証紙の請求及び代金の納付に関する事」と明記されているので、これは明らかに不適切である。今後においては、再発防止を徹底したうえで関係例規に則して、適正に事務を執行すること。</p>	<p>岩手県収入証紙事務について、安代総合支所は令和4年7月11日付けの払出し申し込みより、田山支所は令和4年8月19日付けの払出し申し込みより、八幡平市長部局代決専決規程に基づき適正に事務執行を行っている。</p>	<p>関係例規等を再度確認し、事務執行を行うよう周知した。</p>	<p>安代総合支所：令和4年7月11日 田山支所：令和4年8月19日</p>